

日 薬 発 第 237 号
令和 8 年 1 月 16 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会 長 印 省 略)

医療法等改正に伴う療養担当規則等の所要の見直しに関する
諮問・答申について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催された中央社会保険医療協議会において、上野賢一郎厚生労働大臣より医療法等改正に伴う療養担当規則等の所要の見直しに関して諮問され、即日答申されましたのでお知らせいたします（別添）。

関係通知の発出につきましては、あらためてご案内する予定です。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別添）

1. 諮問書・答申書

- ・ 諮問書
- ・ 答申書

2. 関係資料（令和 8 年 1 月 16 日、中央社会保険医療協議会総会）

- ・ 個別改定項目について

厚生労働省発保 0114 第 2 号
令和 8 年 1 月 14 日

中央社会保険医療協議会
会 長 小 塩 隆 士 殿

厚生労働大臣
上 野 賢 一 郎

諮 問 書

(医療法等改正に伴う療養担当規則等の所要の見直しについて)

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 82 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 59 条において準用する健康保険法第 82 条第 1 項（船員保険法第 54 条第 2 項及び第 58 条第 2 項に規定する定めに係る部分に限る。）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 46 条において準用する健康保険法第 82 条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項並びに医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）附則第 9 条の規定に基づき、医療法等改正に伴う療養担当規則等の所要の見直しについて、貴会の意見を求めます。

令和 8 年 1 月 16 日

厚生労働大臣

上野 賢一郎 殿

中央社会保険医療協議会

会 長 小塩 隆士

答 申 書

(医療法等改正に伴う療養担当規則等の所要の見直しについて)

令和 8 年 1 月 14 日付け厚生労働省発保 0114 第 2 号をもって諮問のあった件について、別紙の改正案を答申する。

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）

【医療法等の一部を改正する法律附則第一条第二項に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（健康保険事業の健全な運営の確保） 第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。 一 保険医療機関若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設（以下「オンライン診療受診施設」という。）</u>（別に厚生労働大臣が定める要件に該当するものを除く。以下この号において同じ。）<u>と一体的な構造とし、又は保険医療機関若しくはオンライン診療受診施設と一体的な経営を行うこと。</u> 二 保険医療機関若しくは保険医又はオンライン診療受診施設に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。 2 （略）	（健康保険事業の健全な運営の確保） 第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと 二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。 2 （略）

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）

【医療法等の一部を改正する法律附則第一条第二項に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 保険医療機関による療養の給付等の取扱い（第一条―第 十一条の四） 第二章・第三章 （略） （保険医療機関の管理者の責務） 第十一条の四 保険医療機関の管理者は、健康保険法第七十条の二 第二項に規定する責務のほか、次に掲げる責務を果たさなければ ならない。 一 当該保険医療機関に勤務する保険医が第二章の規定を遵守す るよう監督すること。 二 当該保険医療機関における療養の給付及び保険外併用療養費 に係る療養に関する厚生労働大臣に対する申請、届出等に係る 手続並びに療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に要す る費用の請求に係る手続が適正に行われるよう監督すること。 三 当該保険医療機関における診療録の記載及び整備並びに療養 の給付及び保険外併用療養費に係る療養の取扱いに関する帳簿 及び書類その他の記録の保存が適正に行われるよう監督するこ と。 四 当該保険医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他 の従業者の連携を図るとともに、地域の病院若しくは診療所そ の他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連 携を図ること。 （後期高齢者医療制度の健全な運営の確保）	目次 第一章 保険医療機関による療養の給付等の取扱い（第一条―第 十一条の三） 第二章・第三章 （略） （新設） （後期高齢者医療制度の健全な運営の確保）

第二十五条の三 保険薬局は、その取り扱う療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

一 保険医療機関若しくは医療法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設（以下「オンライン診療受診施設」という。）（別に厚生労働大臣が定める要件に該当するものを除く。以下この号において同じ。）と一体的な構造とし、又は保険医療機関若しくはオンライン診療受診施設と一体的な経営を行うこと。

二 保険医療機関若しくは保険医又はオンライン診療受診施設に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。

2
(略)

第二十五条の三 保険薬局は、その取り扱う療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。

二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。

2
(略)

個別改定項目について

中	医	協	総	—	6
8	.	1	.	1	6

医療法等改正に伴う療養担当規則等の所要の見直しについて

第1 基本的な考え方

令和8年4月1日に、医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部が施行されることに伴い、必要な改正を行う。

第2 具体的な内容

(1) 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の改正関係

○ 保険薬局は、保険医療機関等との関係性について、

- ① 保険医療機関と一体的な構造であること又は一体的な経営を行うこと
- ② 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、財産上の利益を供与すること

が禁止されているところ。上記の事項について、保険薬局と改正法による改正後の医療法に新設されるオンライン診療受診施設との関係性についても、同様に禁止するよう規定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件に該当するオンライン診療受診施設については、①の規定は適用しないこととする。

改 定 案	現 行
【保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則】 （健康保険事業の健全な運営の確保） 第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 一 保険医療機関若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設（以下「オンライン診療受診施設」という。）（別に厚生労働大臣が定	【保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則】 （健康保険事業の健全な運営の確保） 第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。

<u>める要件に該当するものを除く。以下この号において同じ。)</u>と一体的な構造とし、又は保険医療機関若しくはオンライン診療受診施設と一体的な経営を行うこと。 二 保険医療機関若しくは保険医又はオンライン診療受診施設に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。 2 (略) 【療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等】 <u>第十二の二 薬担規則第二条の三第一項第一号及び療担基準第二十五条の三第一項第一号の別に厚生労働大臣が定める要件</u> <u>医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画におけるべき地に所在する保険薬局に設置されていること</u>	二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。 2 (略) 【療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等】 (新設)
---	---

※ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の改正については、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準についても同様の改正を行う。

※ その他所要の改正を行う。

(2)保険医療機関及び保険医療養担当規則の改正関係

1. 保険医療機関の管理者については、改正法による改正後の健康保険法第 70 条の 2 第 1 項に掲げる要件をいずれも満たすこととされているところ、同項第 2 号は同号に規定する経験その他の厚生労働省令で定める要件を備える者であることと規定されていることから、この要件として、次に掲げるものを規定する。(保険医療機関及び保険医療養担当規則第 11 条の 4 関係)

- ① 保険医療機関（医師の場合は、病院に限る。）において保険医として 3 年以上診療に従事した経験のある者であること。
- ② 健康保険法第 63 条第 3 項第 2 号又は第 3 号に掲げる病院又は診療所（医師の場合は、病院に限る。）において 3 年以上診療に従事した経験のある者であること。

- ③ 医療法第 30 条の 23 第 2 項第 1 号に規定する計画の適用を受け、現に当該計画に基づき診療に従事している者又は当該計画の適用後 3 年以内の者であること。
- ④ 一般社団法人日本専門医機構が認定する基本領域の専門医の資格を持つ者その他これに準ずる者であること。
- ⑤ 矯正医官、医師又は歯科医師である自衛官その他の公務員として 5 年以上勤務した経験のある者であること。
- ⑥ ①の要件、②の要件又は⑤の要件のうちいずれかの要件に係る期間の合計が 5 年を超える者であること。
- ⑦ 緊急に保険医療機関の管理者の地位を承継する者等のやむを得ない事由がある者であること。

2. 保険医療機関の管理者の責務として、改正法による改正後の健康保険法第 70 条の 2 第 2 項に規定する責務のほか、次に掲げるものを規定する。(同令第 11 条の 5 関係)

- ① 保険医療機関内の保険医が療担規則の第 2 章「保険医の診療方針等」を遵守するよう監督すること。
- ② 保険医療機関内において、療養の給付に関する厚生労働大臣等に対する申請、届出等に係る手続や療養の給付に関する費用の請求に係る手続が適正に行われるよう監督すること。
- ③ 保険医療機関内の診療録の記載及び整備並びに療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録の保存が適正に行われるよう監督すること。
- ④ 保険医療機関内の医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者の連携を図るとともに、地域の病院若しくは診療所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

改 定 案	現 行
【保険医療機関及び保険医療養担当規則】 <u>(法第七十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める要件)</u> <u>第十一条の四 法第七十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める要件は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百</u>	【保険医療機関及び保険医療養担当規則】 (新設)

<u>二号) 第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者であつて、次の各号のいずれかに該当することとする。</u> <u>一 保険医療機関（医師の場合は、病院に限る。）において保険医として三年以上診療に従事した経験のある者であること。</u> <u>二 法第六十三条第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所（医師の場合は、病院に限る。）において三年以上診療に従事した経験のある者であること。</u> <u>三 医療法第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画の適用を受け、現に当該計画に基づき診療に従事している者又は当該計画の適用後三年以内の者であること。</u> <u>四 一般社団法人日本専門医機構が認定する基本領域の専門医の資格を持つ者その他これに準ずる者であること。</u> <u>五 矯正医官、医師又は歯科医師である自衛官その他の公務員として五年以上勤務した経験のある者であること。</u> <u>六 第一号、第二号又は前号の要件のうちいずれかの要件に係る期間の合計が五年を超える者であること。</u> <u>七 緊急に保険医療機関の管理者の地位を承継する者その他やむを得ない事由がある者であること。</u> <u>（保険医療機関の管理者の責務）</u> <u>第十一条の五 保険医療機関の管理者は、法第七十条の二第二項に規定する責務のほか、次に掲げる責務を果たさなければならない。</u> <u>一 当該保険医療機関に勤務する保険医が第二章に定める保険医の診療方針等を遵守するよう監督すること。</u> <u>二 当該保険医療機関における療養の給付に関する厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続が適正に行われるよう監督すること。</u> <u>三 当該保険医療機関における診療録の</u>	(新設)
---	-------------

<u>記載及び整備並びに療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録の保存が適正に行われるよう監督すること。</u> <u>四 当該保険医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者の連携を図るとともに、地域の病院若しくは診療所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</u>	
--	--

- ※ 保険医療機関の管理者の責務については、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準についても同様の改正を行う。
- ※ その他所要の改正を行う。